

TOPICS
01

令和9年二十歳の つどいのお知らせ

問 市役所生涯学習課(総合社会教育センター)

と き 令和9年1月10日(日)

と ころ 総合社会教育センター

対象者

平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれの方

※現在、就職・大学などで住民票を市外に異動されている方は案内状が届きません。

弥富市で参加を希望される方はお問い合わせください。

主催・後援

弥富市・弥富市教育委員会・弥富市二十歳のつどい実行委員会

二十歳のつどい実行委員を募集します。

令和9年1月10日(日)に行う「二十歳のつどい」の企画や運営を自分たちの手で演出してみませんか。

内 容 式典およびアトラクションの内容の企画・運営など

対象者 平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれの方

募集期間 6月2日(火)～30日(火)

申し込み方法 電話

TOPICS
02

農業集落排水施設の 点検実施について

問 市役所下水道課(内線286)

ID Y1000487

農業集落排水施設の維持管理のため、マンホール内真空弁および警報器の点検を実施します。ご理解、ご協力をお願いします。

- (1) 宅地内に入らせていただく場合があります。
- (2) 不都合などが生じたら作業員にお伝えください。直に対応します。
- (3) 作業員は身分証明書を所持しています。
- (4) 点検期間は天候や点検状況により変更になる場合があります。

点検業者

決まり次第市ホームページで公開します。

点検実施予定期間	対象地区
6月1日(月)～ 7月31日(金)	荷之上町、五之三町の各一部
7月1日(水)～ 31日(金)	坂中地、子宝、西蛸、四郎兵衛の各一部 および鮫ヶ地、馬ヶ地の全部
8月3日(月)～ 31日(月)	西蛸、四郎兵衛の各一部および東蛸、亀ヶ地、海屋、下押萩、上押萩、竹田の全部

TOPICS
03

蟹江警察署からの お知らせ

問 蟹江警察署 生活安全課 95-0110
市役所市民協働課(内線432)

蟹江署管内ではオートバイ盗被害が増加しています。被害に遭った方の多くは、駐車の際ハンドルロックなどの施錠をせず盗まれています。

被害に遭わないために

- ▼U字ロックやチェーンロックなどでツーロックを徹底する
- ▼駐車場所は防犯カメラやセンサーライトが設置されている場所を選ぶ
- ▼駐車の際には、バイクカバーをするなどの対策をしましょう！

市内犯罪発生状況(令和8年2月)暫定値

校区	弥生	桜	日の出	栄南	大藤	白鳥	十四山 東部	十四山 西部
侵入盗	0	0	0	0	1	0	2	0
自動車盗	0	0	1	1	0	0	0	0
車上ねらい	0	1	0	0	0	0	0	0
部品ねらい	0	0	1	0	0	0	0	0
自転車盗	3	4	0	0	0	0	0	0
オートバイ盗	5	0	0	0	0	0	0	0

※特殊詐欺、SNS型投資詐欺、SNS型ロマンス詐欺、自販機ねらい、ひったくり、強盗は0件でした。

TOPICS
04

TKEスポーツセンター トレーニング6月講習会

問 TKEスポーツセンター
(十四山スポーツセンター) ☎52-2110

トレーニング室をご利用いただくには、初回に無料のトレーニング講習会(器具説明など)を受講いただく必要があります。なお、小学生以下のご利用はできません。

トレーニング室利用料 大人400円・中学生200円

日 程	1回目	2回目
5日(金)	②	③
6日(土)	②	③
7日(日)	①	②
9日(火)	②	③
13日(土)	②	③
14日(日)	①	②
17日(水)	②	③
20日(土)	②	③
21日(日)	①	②
25日(木)	②	③
27日(土)	②	③
28日(日)	①	②

と き

- ①10:00～
- ②14:30～
- ③18:30～

所要時間

1時間半程度

持ち物

運動のできる服装、上履き

申し込み方法

電話または窓口

※予定は変更になる場合があります。

令和8年度 新区長の皆さんを紹介します（敬称略）

問 市役所市民協働課
(内線434)

区長の皆さんには、より良い地域づくりのために地区内の取りまとめや連絡調整などをしていただきます。

市区長会の役員6人の皆さん

会長
飛田 広美
(大藤学区代表)
松名区長

副会長
大野 勝貴
(白鳥学区代表)
前ヶ平区長

副会長
大谷 勝
(栄南学区代表)
三稲区長

副会長
佐藤 兼之
(桜・日の出学区代表)
平島東区長

会計
服部 誠
(弥生学区代表)
荷之上区長

会計
富田 健司
(十四山地区代表)
鍋平区長

市区長の皆さん

地区名	氏名
【白鳥学区】	又八 小森 洋志
	佐古木 内山 義浩
	前ヶ平 大野 勝貴
	東中地 中島 健二
【弥生学区】	荷之上 服部 誠
	五之三 村瀬 英彰
	鯛浦西 田村 義昭
	鯛浦中 奥谷 幸久
	鯛浦下 岡田 彰
	五明 伊藤 欣也
中六北 青木 和春	

地区名	氏名
【桜・日の出学区】	中六南 安井 耕史
	鯛浦東 多賀谷 弘美
	小島、弥生台 渡邊 友作
	平島東 佐藤 兼之
	平島西 栗本 清次
	前ヶ須西 佐藤 宏之
	前ヶ須東 澤山 棋正
	中山 山田 克巳
	森津 佐藤 哲也
	鎌島 佐野 光伸
【大藤学区】	松名 飛田 広美
	稲元 伊藤 裕章

地区名	氏名
【栄南学区】	三稲 大谷 勝
	操出 佐藤 幸則
	大谷 寺田 隆司
	稲荷崎 伊藤 幸司
	鍋田 大石 豊
	駒野 戸部 尚実
【十四山地区】	桴場 伊藤 広幸
	子宝 志水 昭直
	東蜆 森平 清源
	鍋平 富田 健司
	坂中地 飯田 修巳

国民健康保険の加入、 喪失手続きをお願いします。

問 市役所保険年金課
(内線123)

転入、転出または会社に入社、退社されたことなどありませんか。

国民健康保険への加入や喪失(やめる)は、自動的にはできません。各自で届け出が必要です。

健康保険の資格に変更があれば、市役所保険年金課へ届け出てください。(届け出が遅れると保険給付できない場合がありますのでご注意ください)

国民健康保険の手続

こんなとき		手続き必要なもの(※)
加入するとき	職場の健康保険をやめたとき	健康保険をやめたことの証明書
	他市町村から転入したとき	(※)のみ
	子どもが生まれたとき	
やめるとき	職場の健康保険に加入したとき	職場の健康保険に加入したことを証明するもの、資格確認書
	他市町村へ転出するとき	資格確認書
	死亡したとき	葬儀の領収書、喪主の振込口座(葬祭費支給のため)、資格確認書
その他	市内転居したとき	資格確認書
	氏名・世帯主が変わったとき	
	被保険者証を紛失したとき	(※)のみ

(※)国民健康保険の各種届出書や申請書にマイナンバーを記入していただく必要があります。「手続きに必要なもの」のほかに、マイナンバーカードまたは通知カードと、運転免許証などの本人確認ができる書類をお持ちください。

高額療養費の手続

高額療養費とは、1カ月に支払った医療費の自己負担分が限度額を超えたとき、その差額が支給される制度です。(70歳未満の方と70歳以上の方では、限度額や条件が異なります。また、加入している保険によって申請方法が変わります)

弥富市国民健康保険の被保険者で高額療養費に該当する方には、2～3カ月後に市役所保険年金課から高額療養費の申請書が送られます。申請時には、医療機関の領収書が必要となりますので、大切に保管してください。

後期高齢者医療制度
保険料率改定のお知らせ問 弥富市保険年金課
(内線126)

令和8・9年度の保険料率

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としていることから、保険料率を2年ごとに見直しています。なお、令和8年度から、子育てを社会全体で支えるため、新たに子ども・子育て支援納付金に係る保険料(子ども分)を従来の保険料率(医療分)と合わせて算定し、令和8・9年度の医療給付費などの財源に充てるため、保険料率の改定を行いました。

医療分(従来の保険料分)

令和6・7年度の保険料率	
被保険者 均等割額	53,438 円
所得割率	11.13%



令和8・9年度の保険料率

被保険者 均等割額	56,130 円(+2,692 円)
所得割率	10.48% (▲0.65 ポイント)

子ども・子育て支援納付金分(子ども分)

令和8年度の保険料率	
被保険者 均等割額	1,362 円
所得割率	0.25%

保険料賦課限度額の改定

国の基準に合わせて保険料賦課限度額の改定を行いました。高所得者により多くの保険料をご負担いただくことで所得割率が抑制され、中間所得者の負担軽減が図られています。

医療分(従来の保険料分)

令和7年度 80万円



令和8年度から 85万円

子ども・子育て支援納付金分(子ども分)

令和8年度 2万1千円

保険料の計算方法

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

被保険者の皆さんへは、7月中旬に保険料額決定通知書でお知らせします。

あいち後期高齢者医療コールセンターをご利用ください。

愛知県後期高齢者医療広域連合では「あいち後期高齢者医療コールセンター」を開設しています。制度についてご不明な点などございましたら、ぜひご利用ください。

- ▼電話番号 (0570)011-558 ※通話料がかかります
- ▼開設期間 4月1日～令和9年3月31日
午前8時45分～午後5時15分
※土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)は除く
※繁忙期(7月11日～8月30日)は土・日曜日、祝日も開設

保険料の納期限内の納付にご協力ください

後期高齢者医療制度では、被保険者全員が保険料を納めます。皆さんの納める保険料が大切な財源となっています。

皆さんが病院などにかかったときの医療費は、窓口で支払う自己負担額と、保険から給付される医療給付費で構成されています。この医療給付費のうち、約1割が保険料でまかなわれています。